

平成30年度第1回五島市農業委員会総会会議議事録

公表用

開会日時	平成30年 4月26日 午後 1時30分							
閉会日時	平成30年 4月26日 午後 2時40分							
場 所	五島市役所3階大会議室							
農 業 委 員 會 出 席 委 員 (13名)	1	南 忠明	2	出口 幸博	3	山崎 早苗		
	5	荒木 富男			7	中村 耕二	8	山本 実雄
	9	古里 善秀	10	山下 富雄	11	谷川 基晴		
	13	角田 隆章			15		16	尾崎 初雄
	17	林 賢市			19	山田 勝久		
欠 席 委 員 (6名)	4	平田 光昭	6	今里 誠一	12	奈留 敏弘	14	上村 孝幸
	15	岩田 弘孝	18	寺坂 誠一				
推 進 委 員 會 出 席 委 員 (0名)								
欠 席 委 員 (0名)								
署 名 委 員	7	中村 耕二	17	林 賢市				
事 務 局	事務局長：田脇栄二 農地係長：梅木広成 主査：阿野舞子 主査：田中善博 嘱託員：井川勝博							
	分室 富江：伊賀紀子主幹 岐宿：月川美香主査				玉之浦：保家 洋係長 三井楽：野口良美係長 奈留：村木博信係長			

上 程 案 件 及 び 処 理 結 果	議 題	件 名	結 果
	議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	可 決
	議案第 2 号	農地法第 4 条・ 5 条の規定による許可申請に係る意見について	可 決
	議案第 3 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について	可 決
	議案第 4 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条の規定に基づく農用地利用配分計画の取消について	可 決
	議案第 5 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条の規定に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について	可 決
	議案第 6 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可 決

＝午後 1 時 30 分 開会＝

□事務局長

平成 30 年度第 1 回五島市農業委員会総会の開催に当たりまして、4 番平田光昭委員、6 番今里誠一委員、12 番奈留敏弘委員、14 番上村孝幸委員、15 番岩田弘孝委員、18 番寺坂誠一委員より欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。出席委員は 19 名中 13 名で、五島市農業委員会総会会議規則第 9 条に規定する出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

○議長

皆さん、こんにちは。出席委員は定足数に達しました。これより、平成 30 年度第 1 回五島市農業委員会総会を開会いたします。

始めに、今年度の総会議事録署名委員の指名を行います。議長に一任いただけますか。

－「異議なし」という者あり－

○議長

議事録署名委員に 7 番 中村耕二委員、17 番 林賢市委員の 2 名を指名いたします。

○議長

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

1ページと2ページをご覧ください。議案説明の前に農地法第3条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。

耕作目的で農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし農業委員会の許可を受ける必要があります。権利移動に係る許可要件ですが、第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。

続いて、議案の説明をいたします。3ページをご覧ください。

議案第1号、

1番 土地の所在地：〇〇町〇〇番 畑、外畑1筆、2筆合計3,037㎡

譲受人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 農業

譲渡人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 無職

譲受理由： 叔母から譲り受けて規模拡大を図る。

譲渡理由： 高齢により耕作できないので甥に譲り渡す。

契約内容： 贈与

その他詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、4月18日〇〇〇地区協議会において、ヒアリング及び現地調査などを行っておりますので、その結果をご報告いたします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第1号の1番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって1番は許可されました。

○議長

では、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第30号の1番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、1番は許可されました。

次に、議案第1号の2番と3番については、関連がありますので一括して審議いたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

2番 土地の所在地：〇〇町〇〇番 畑1筆、2,417㎡

借受人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 農業

貸出人： 〇〇市〇〇番地 〇〇〇〇 無職

借受理由： 叔父から借り受けて農業経営を開始する。

貸出理由： 甥に貸し出して新規就農を支援する。

契約内容： 〇〇年間の使用貸借

続きまして、

3番 土地の所在地：〇〇町〇〇番 畑1筆、2,816㎡

借受人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 農業

貸出人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 無職

借受理由： 当該地を借り受けて農業経営を開始する。

貸出理由： 高齢により耕作できないので当該地を貸し付ける。

契約内容： 〇〇年間の賃貸借、対価年額〇〇千円

その他詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、4月18日〇〇地区協議会において、ヒアリング及び現地調査などを行っておりますので、その結果をご報告いたします。申請人は営農を開始するため、ヒアリングを実施したところ営農計画等も適正であり、また、申請内容につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

では、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第1号の2番と3番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、2番と3番は許可されました。

次に、議案第1号の4番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

4番 土地の所在地：〇〇町〇〇番 畑1筆、78㎡

譲受人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 農業

譲渡人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 無職

譲受理由： 宅地と隣接する当該地を兄から譲り受け野菜を作付する。

譲渡理由： 他地区に転居し、耕作できないので弟に譲り渡す。

契約内容： 贈与

その他詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、4月18日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っておりますので、その結果をご報告いたします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

では、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第1の4番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、4番は許可されました。

○議長

次に、議案第2号農地法第4条・第5条の規定による許可申請に係る意見について1番から5番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に農地法第4条・5条の規定による許可申請に係る参照条文を要約して説明

します。4 から 5 ページをご覧ください。

農地の転用は農地以外にするため、又は採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。

許可基準は、立地基準と一般基準のこの2つの基準を満たす場合に限り許可することができる。

立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第1種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。また、市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができるものと認められる場合以外は許可できるとなっております。また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地は原則として許可できる。

一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外について、です。

それでは、6 ページをご覧ください。議案第2号の1番をご説明いたします。

所在： ○○町○○番 畑 350 m<sup>2</sup> 第1種農地

譲受人：○○町○○番地 ○○○○

譲渡人：○○町○○番地 ○○○○

転用目的：住宅用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、○○万円です。

申請地は、○○から南へ約 250mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、原状のまま利用し、周辺土地とは、ブロック擁壁を設置することにより、土砂等流失や崩壊の恐れはなく、また、近隣農地とは、十分な距離を取ることにより、日照・通風・営農等影響はないと思われれます。雨水排水は既存側溝に放流とし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し道路側溝に排出する計画となっております。本案は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第1種農地となっておりますが、集落に接続して設置される住宅等は例外的に許可することができるとなっております。

次に、7 ページをご覧ください。議案第2号の2番をご説明いたします。

所在：○○町○○番 畑 452 m<sup>2</sup> 第1種農地

譲受人：○○町○○番地 ○○○○

譲渡人：○○町○○番地 ○○○○

転用目的：住宅用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、○○万円です。

申請地は、〇〇〇から南へ約 100mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、現状のまま利用し、申請地周囲は、石垣により既に保護され崩壊の恐れは無く、事業敷地内は外構工事等の敷地整備を行いますので土砂等の流失の恐れはないと思われま。また、隣接農地と十分な距離を確保いたしますので、日照、通風等に影響はなく、営農に支障は及びません。雨水排水は自然流下及び水路放流し、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し道路側溝に排出する計画となっております。

本案は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第 1 種農地となっておりますが、集落に接続して設置される住宅等は例外的に許可することができとなっております。

次に、8 ページをご覧ください。議案第 2 号の 3 番をご説明いたします。

所 在：〇〇町〇〇番 畑 273 ㎡ 第 1 種農地

譲受人：〇〇〇〇番

〇〇〇〇 持分 2 分の 1

〇〇〇〇 持分 2 分の 1

譲渡人：〇〇〇番 〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇万円です。

申請地は、〇〇〇から西へ約 130mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、原状のまま利用し、申請地周囲は、コンクリート擁壁及び石垣により既に保護され崩壊の恐れは無く、また、建物の高さを加減し、隣接農地と十分な距離を確保いたしますので、日照、通風等に影響はなく、営農に支障は及びません。雨水排水は、水路放流とし、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し、道路側溝に排出する計画となっております。本案は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第 1 種農地となっておりますが、集落に接続して設置される住宅等は例外的に許可することができとなっております。

次に、9 ページをご覧ください。議案第 2 号の 4 番をご説明いたします。

所 在：〇〇町〇〇番 畑 165 ㎡ 第 3 種農地

譲受人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

譲渡人：〇〇市〇〇番 〇〇〇〇

転用目的：駐車場用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇万円です。

申請地は、〇〇〇から北東へ約 330mに位置し、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域内にあり、第 3 種農地であります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、現状のまま使用し、境界に沿って地盤より高いコンクリート擁壁を設置し、また敷地全体に碎石舗装を施工することにより土砂等の流失の恐れはなく、駐車場を目的としますので、日照、通風、耕作等に影響を及ぼすことはありません。また、雨水排水は自然流下する計画となっております。

最後に、10 ページをご覧ください。議案第 2 号の 5 番をご説明いたします。

所 在：〇〇町〇〇番 畑 488 m<sup>2</sup> 第 2 種農地

譲受人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

譲渡人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

契約内容：贈与による所有権移転です。

申請地は、〇〇から東へ約 450m に位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、盛土を最高約 40 c m の造成工事を施工し、隣接境界部は、コンクリート擁壁を施工することにより、土砂等の流失の恐れは無いと思われます。また、建物の高さを加減し、隣接する農地から十分な距離を確保することにより、日照、通風等及び営農に影響を及ぼす恐れはありません。雨水排水は水路放流とし、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し水路へ排出する計画となっております。本案は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。以上です。

## ○議長

次に、議案第 2 号の 1 番から 5 番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第 2 号の 1 番と 2 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

## 〇〇〇地区協議会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 2 号農地法第 4 条・第 5 条の規定による許可申請に係る意見の 1 番及び 2 番について、当協議会は去る 4 月 18 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

始に、議案第 2 号の 1 番

所 在： 〇〇町〇〇番

転用者： 〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

最後に、議案第2号の2番

所在：〇〇町〇〇番地

転用者：〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

1番及び2番の申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地で、集落に接続する農地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第5条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第2号の3番と4番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

〇〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第2号農地法第4条・第5条の規定による許可申請に係る意見の3番及び4番について、当協議会は去る4月18日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

始に、議案第2号の3番

所在：〇〇町〇〇番

転用者：〇〇〇〇 外1名

転用目的：住宅用地

最後に、議案第2号の4番

所在：〇〇町〇〇番

転用者：〇〇〇〇

転用目的：駐車場用地

3番の申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地で、集落に接続する農地である。4番の申請地は、都市計画区域内の第一種住居専用地域内にある第3種農地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅・駐車場用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第5条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

○○地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第2号の5番に対する○○地区協議会会長の報告を求めます。

○○○地区協議会会長

○○地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第2号農地法第4条・第5条の規定による許可申請に係る意見の5番について、当協議会は去る4月18日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第2号の5番

所在： ○○町○○番

転用者： ○○○○

転用目的： 住宅用地

本案は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地にある第2種農地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第5条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で○○地区協議会の報告を終わります。

○議長

○○地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わります。採決は一括して行います。

議案第2号の1番から5番に対する地区協議会会長報告は、許可相当であります。地区協議会会長報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号の1番外4件は許可相当とすることに決しました。

○議長

次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に議案を追加で配布させていただいておりますので、申し訳ありませんがご確認をお願いします。ページ番号が11-1、11-2、11-3及び19-1となります。それでは、利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。

11-1から11-2ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち1人以上の者が耕作の事業に常時従事すること。』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。

11-3ページをご覧ください。本日ご審議いただく農用地利用集積計画につきましては、利用権設定が田56筆、畑55筆の計111筆で、面積が169,676㎡。所有権移転につきましては、田3筆、畑3筆の計6筆で、面積が9,188㎡となっております。以上です。

○議長

それでは、利用権設定の1番を審議いたします。本案については、〇〇番 〇〇〇〇委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—〇〇番〇〇〇〇委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます

□事務局

議案第3号

1番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手

利用権を設定する者： 〇〇〇〇外3名

こちらは共有持分の過半の同意によるものです。

利用権を設定する土地： 田2筆、畑2筆2,117㎡

新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

以上につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。

議案第3号、利用権設定の1番は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号、利用権設定の1番は、原案のとおり可決されました。○○番 ○○○○委員の除斥を解き、出席を求めます。

—○○番○○○○委員：出席—

○議長

次に、議案第3号 利用権設定の2番1から14番、所有権移転の15番1から16番2を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

2番1をご説明いたします。なお、2番各号につきましては中間管理事業によるものです。

2番1 利用権の設定を受ける者：公益財団法人 ○○○○

理事長 ○○○○

利用権を設定する者： ○○○○

利用権を設定する土地： 田7筆、畑5筆

2番2 ○○○○ 畑2筆

2番3 ○○○○ 畑4筆

2番4 ○○○○ 畑1筆

2番5 ○○○○ 畑2筆

2番6 ○○○○ 田3筆、畑6筆

2番7 ○○○○ 田2筆

以上2番1から2番7の面積合計は、畑20筆、田12筆で合計50,339㎡、  
全て新規で、契約内容は2番1の畑2筆と2番5から2番7までが使用借権、  
他が全て賃貸借権となっております。

3番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者

利用権を設定する者： 一般社団法人 ○○○○  
理事長 ○○○○

利用権を設定する土地： 畑1筆 2,801㎡

新規で、契約内容は転貸借権となっております。

4番1 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者

利用権を設定する者： ○○○○

利用権を設定する土地： 畑7筆

4番2 ○○○○ 畑2筆

4番3 ○○○○ 畑3筆

4番4 ○○○○ 畑2筆

4番5 ○○○○ 畑1筆

以上4番1から4番5の面積合計は、畑15筆で合計27,899㎡、全て新規で、  
契約内容は使用貸借権となっております。

5番 利用権の設定を受ける者：○○○○

代表理事 ○○○○ 認定農業者

利用権を設定する者： ○○○○

利用権を設定する土地： 畑1筆 1,842㎡

新規で、契約内容は解除条件付賃貸借権となっております。

6番1 利用権の設定を受ける者：株式会社 ○○○○

代表取締役 ○○○○ 認定農業者

利用権を設定する者： ○○○○

利用権を設定する土地：畑1筆

6番2 ○○○○ 畑1筆

6番3 ○○○○ 外3名 こちらは共有持分の過半の同意によるものです。畑2筆

6番4 ○○○○ 外6名 こちらは共有持分の過半の同意によるものです。畑1筆

6番5 ○○○○ 外6名 こちらは共有持分の過半の同意によるものです。畑7筆

6番6 ○○○○ 畑3筆

6番7 ○○○○ 畑1筆

以上6番1から6番7の面積合計は、畑16筆で合計21,010㎡、全て更新で、

契約内容は全て賃貸借権となっております。

7番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者

利用権を設定する者： 〇〇〇〇

利用権を設定する土地： 田3筆 5,456㎡

更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

8番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手

利用権を設定する者： 〇〇〇〇 外5名

こちらは共有持ち分の全員の同意によるものです。

利用権を設定する土地： 田1筆 1,942㎡

新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

9番1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者

利用権を設定する者： 〇〇〇〇

利用権を設定する土地： 田4筆

9番2 〇〇〇〇 外5名 こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。田1筆

9番3 〇〇〇〇 外4名 こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。田2筆

9番4 〇〇〇〇 田6筆

9番5 〇〇〇〇 外6名 こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。田3筆

9番6 〇〇〇〇 外3名 こちらは共有持ち分の全員の同意によるものです。田2筆

9番7 〇〇〇〇 田2筆

9番8 〇〇〇〇 田2筆

以上、9番1から9番8の面積合計は、田22筆で合計26,855㎡。9番1、9番5、9番7、9番8が更新、9番2から9番4、9番6が新規で、契約内容は9番2が使用貸借権、9番1、9番3から9番8が賃貸借権となっております。

10番1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者

利用権を設定する者： 〇〇〇〇

利用権を設定する土地：田3筆

10番2 〇〇〇〇 田2筆

以上、10番1、10番2の面積合計は、田5筆で合計8,841㎡。全て新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

11番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手

利用権を設定する者： 〇〇〇〇

利用権を設定する土地： 田1筆 2,118㎡

新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

12番1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者

利用権を設定する者： ○○○○

利用権を設定する土地： 田 2 筆

12 番 2 若菜勇 外 3 名 こちらは共有持ち分の全員の同意によるものです。田 3 筆以上、12 番 1 から 12 番 2 の面積合計は、田 5 筆で合計 7,453 m<sup>2</sup>。全て新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

13 番 1 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者

利用権を設定する者： ○○○○

利用権を設定する土地： 田 1 筆

13 番 2 ○○○○ 田 2 筆

以上、13 番 1 から 13 番 2 の面積合計は、田 3 筆で合計 9,767 m<sup>2</sup>。全て新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

14 番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 担い手

利用権を設定する者：○○○○

利用権を設定する土地：田 2 筆 1,236 m<sup>2</sup>

新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

引き続き所有権移転の案件についてご説明いたします。本日お配りした議案書の 19-1 ページをご覧ください。

15 番 1 所有権の移転を受ける者：○○○○ 認定農業者

所有権を移転する者： ○○○○ 畑 1 筆

15 番 2 ○○○○ 畑 2 筆

以上、15 番 1 から 15 番 2 の面積合計は、畑 3 筆で合計 4,093 m<sup>2</sup>。契約内容は売買で、対価は 15 番 1 が○○○○円、15 番 2 が 2 筆合計○○○○円となっております。

16 番 1 所有権の移転を受ける者：○○○○ 認定農業者

所有権を移転する者： ○○○○

所有権を移転する土地： 田 2 筆

16 番 2 ○○○○ 田 1 筆

以上、16 番 1 から 16 番 2 の面積合計は、田 3 筆で合計 5,095 m<sup>2</sup>。契約内容は売買で、対価は 16 番 1 が 2 筆合計○○○○円、16 番 2 が○○○○円となっております。以上につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。

議案第 3 号、利用権設定の 2 番 1 から 14 番、所有権移転の 15 番 1 から 16 番 2 は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 3 号、利用権設定の 2 番 1 外 38 件、所有権移転の 15 番 1 外 3 件は原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地利用配分計画の取消について、1 番を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

議案第 4 号をご説明いたします。20 ページをご覧ください。

1 番 本案件につきましては、平成 30 年 1 月の第 11 回総会において可決いただきました農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地利用配分計画の案件でございます。4 月 16 日付で農業振興課から〇〇〇〇の合併による社名の変更手続きに伴い利用権設定辞退届の通知がありましたので今回の議案の取消をさせていただくものであります。

なお、本件の土地、〇〇〇〇については、次の 5 号議案の中で再度、農用地利用配分計画（案）として、ご審議いただく予定となっております。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 4 号、農用地利用配分計画の取消の 1 番は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号、農用地利用配分計画の取消の1番は、原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に、議案を追加で配布させていただいております。申し訳ありません。ご確認をお願いします。ページ番号が20-1となります。それでは農用地利用配分計画について要約してご説明いたします。20-1ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。

また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。

さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとなっております。

今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第3号2番各号の利用権設定に係る配分計画であります。

以上です。

○議長

次に、議案第5号の1番を審議いたします。本案については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、議長を職務代理者に交替し、退席いたします。

—〇〇番〇〇〇〇会長：退席—

—〇〇番〇〇〇〇職務代理者：議長席—

○議長

それでは、農用地利用配分計画の1番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案についてご説明いたします。

議案第5号

- 1番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手  
利用権を設定する土地： 田2筆3,929㎡  
契約内容は、使用貸借権となっております。  
以上、1番の配分計画案につきましては、適当であると考えます。  
以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第5号 農用地利用配分計画に対する意見についての1番については、適当であるとの意見であります。

原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号 農用地利用配分計画に対する意見についての1番については、適当であるとの意見に決しました。

19番 山田勝久委員の除斥を解き、出席を求め、議長を交替いたします。

—〇〇番〇〇〇〇職務代理者 自席へ—

—〇〇番〇〇〇〇会長 議長席へ—

○議長

次に、議案第5号、2番から8番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局

議案についてご説明いたします。

- 2番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇〇〇 認定農業者  
利用権を設定する土地： 畑1筆4,000㎡  
契約内容は、賃貸借権となっております。  
当議案は、議案第4号で取消の議決をした案件となっております。
- 3番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手

利用権を設定する土地： 田 2 筆、畑 1 筆 6,628 m<sup>2</sup>

契約内容は、賃貸借権となっております。

4 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者

利用権を設定する土地： 田 5 筆、畑 4 筆 9,712 m<sup>2</sup>

契約内容は、〇〇番、〇〇番が使用貸借権、外 7 筆が賃貸借権となっております。

5 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手

利用権を設定する土地： 畑 2 筆 4,380 m<sup>2</sup>

契約内容は、賃貸借権となっております。

6 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇

代表取締役 〇〇〇〇 認定農業者

利用権を設定する土地： 畑 5 筆 5,442 m<sup>2</sup>

契約内容は、賃貸借権となっております。

7 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者

利用権を設定する土地： 畑 2 筆 3,678 m<sup>2</sup>

契約内容は、使用貸借権となっております。

8 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者

利用権を設定する土地： 田 3 筆、畑 6 筆 16,570 m<sup>2</sup>

契約内容は、使用貸借権となっております。

以上、2 番から 8 番の配分計画案につきましては、適当であると考えます。

以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

〇〇〇委員

先ほどのですね、〇〇〇〇株式会社が合併するという事ですね。

○議長

事務局の説明をお願いします。

○事務局

2 月 9 日付けで農業振興課の方に連絡がありまして、〇〇〇〇から株式会社〇〇〇〇に社名が変更されたそうです。代表者も前は〇〇〇〇さんでしたが、今度は〇〇〇〇さんになっております。前代表者の〇〇〇〇さんは五島の責任者をされているそうです。なお、別件ですが

農地所有適格法人としての、議決件要件、役員要件等の審査も行い、これまでどおり農地所有適格法人の要件を満たしております。

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 5 号農用地利用配分計画に対する意見について 2 番から 8 番については、適当であるとの意見であります。原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 5 号農用地利用配分計画に対する意見についての 2 番外 6 件については、適当であるとの意見に決しました。

○議長

次に、議案第 6 号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案第 6 号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。25 ページをご覧ください。

平成 26 年 4 月施行の改正農地法により、遊休農地に関する措置が変更され、農業委員会は、毎年 1 回農地法第 30 条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第 32 条に定める意向調査を実施することとされました。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について 第 4 (3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行っております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。26 から 30 ページをご覧ください。今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。今回非農地と判断されたものは、田 22 筆、畑 50 筆で、合計面積は 67,388 m<sup>2</sup>となっております。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 6 号農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 6 号農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決されました。

○議長

議題は以上で終了いたしました。

○議長

次に報告・協議事項に入ります。事務局より報告願います。

□事務局 会議等報告・予定他について

1. 会議等報告・予定について
2. その他

○議長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、平成 30 年度第 1 回五島市農業委員会総会を閉会いたします。どうも、お疲れさまでした。

＝午後 2 時 40 分 閉会＝